

事務連絡
令和3年7月15日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の協力要請推進枠について、規模別協力金給付事務の迅速化及び酒類販売事業者に対する支援金の取扱いを変更したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、その運用について、下記のとおり定めたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1 制度要綱の改正内容について（制度要綱第10・別紙1・別紙2関係）

臨時交付金の協力要請推進枠における飲食店向け規模別協力金の給付事務の迅速化について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金）」（令和3年7月12日付事務連絡。以下「7月12日付事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。また、酒類販売事業者に対する支援金について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」（令和3年7月14日付事務連絡）においてお知らせしたところです。

これらを踏まえ、今般、制度要綱を改正し、協力金等の給付迅速化を規定するとともに酒類販売事業者に対する支援を変更いたしました。

また、即時対応特定経費交付金について、令和3年8月22日まで適用があるものとして制度要綱を改正しています。

2 限度額算定基礎資料の様式の改定

酒類販売事業者に対する支援金の取扱いについて変更したことに伴い、限度額算定基礎資料の様式について、月間事業収入の減少割合に応じて必要なシートの追加等の改定を行いました。今後の手続きにおいては、別紙の様式を使用するようお願いいたします。

＜関係資料一覧＞

- 別紙1 限度額算定基礎資料（酒類販売事業者版（7月改訂版））
- 別紙2 令和3年7月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金）」
- 別紙3 令和3年7月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）

【照会先】

(1) 協力金について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・服部・鈴木・小林

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般、限度額算定基礎資料について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752